

# 分科会の名称 里山と残土・産廃



## 委員名と役割分担

委員長	川本幸立
副委員長	井村弘子
記録係	半澤勝男、鈴木紀靖
事務係	井上由紀子、末統和枝

## タイムテーブル

- 10:50～11:00 委員長挨拶
- 11:00～13:30 昼休みをはさみ各地からの報告  
(木更津・君津・市原・千葉市)(千葉県農薬空中散布)
- 13:30～14:45  
千葉県環境部産廃課 小柴主幹、林副主幹  
同 林務課 福山室長  
同 水質保全課 守課長

4氏の出席をいただいて、挨拶後参加者を交えて、それぞれに意見をまた回答を求めた。

出席者数 65名

## 基調講演、論会等の内容

1. 住民が反対してもなぜ処分場を許可するのか
2. 不法投棄された産廃をこれからどうするのか。財源を含めた対策は？
3. 許可する行政の態度は書類のみの審査でいずれ起こる問題まで考慮されてない。すべて業者よりで、市民の声は無視されてる。市民、県民の立場を重視した改革を。
4. 県の産廃条例は、施設に看板を掲げたりダンプにステッカーを貼ったりしているが、見かけたことが無い。どうなっているのか。また許可件数はどのくらいか。
5. 産廃の混じった残土があるが、どの程度なら残土なのか。
6. 県外からの持込は、各自の県ですべきと思うが、なぜそうなのか。
7. 空中散布で、病人が出ているのにそれを認めず、続行するようなことは、残土・産廃でも同じ事で許可をした後の管理ということをしなから、エヌ・ティ・エルのような広大な残土に広がっていったのではないか。
8. 残土が畑になるという例が白井市にあるが、残土から林の立ち枯れということもある。検査して大丈夫なら大丈夫ということなのか。
9. 残土条例で、土地所有者の責任・義務の規定ができたというが、県ではそれを地権者当てにしらせるということをしているのか。
10. 水源保護のための「ゾーンでの水源保護」「立地規制」はできないか。
11. いま、安定型処分場の裁判をしているが、裁判所は、安定型品目に有害物が付着しているというが、県は「安定型品目は有害ではない、そのような決まりになっているから水処理施設は要らない。シートも敷かなくてよい」という。若しこれが本訴で決まった場合、林地開発も、産廃課も、水質保全課も立場がなくなってしまうのではないか。今の法律や条令から踏み出して考えてもらいたい。
12. 安定型処分場でも水処理施設は必要ないといいながら、県でやらせているところもある。営業権と所有権、人命に直結する仕事をどちらを向いてやっているのかということになります。

**司会者から** 今までの話をまとめますと「実態と現実」を直視する。もう一つは「未然防止」それと行政の「厳格な公平な姿勢と指導」そして制度化「住民への説明責任を果たす」何よりも、人の生命と安心を尊重するということの合意ではないかと思えます。簡単ですが分科会はこれで閉じます。県の方々ありがとうございました。

## 分科会の結論と課題

全国でワーストワンと新聞紙上にも発表された千葉県不法投棄問題もあることから、私ども残土ネットでは参加者にも呼びかけて、もう一度県の担当の方々と話し合いたいと申し込みをしてあります。このような不便な会場にこれだけの方々の参加をいただいたということは残土・産廃への千葉県の取り組みが変わらなければ千葉県は変わらない。里山は守っていられないという多くの方々のご意志の現われと思います。大変よい会ができましたことを感謝いたします。

## 分科会への提言

里山を守ろうと沢山の分科会が立ち上がりました。お互いの活動を知って今後もやっていきたいと思えます。自分たちの活動の紹介ということで、「残土・産廃」はみなさまにその実態を知っていただくという意味で残土・産廃の見学会をしたいと思っております。

## 反省

参加人数の把握ができなくて沢山の皆さんに迷惑をかけました。席が無かった。資料が足りなくなった。時間が足りなかったため、すべてが走りこみの形になってしまいましたが、このようなときの対応策を考えなくてはいけないと思っております。

## その他特記事項

分科会のまとめ発言（大ホール） 川本幸立氏

4月28日環境省が発表しました全国の産廃の不法投棄、これが2500件、1100万トン。その内千葉はどうかというと、877件、388万トン余り。つまり全国の三分の一の不法産廃が千葉に集中している。里山に投棄された残土産廃、里山は水源地です、水が汚染されます。将来の子孫まで含め長期にわたって、取り返しのつかない水汚染が生じます。そうした点が非常に問題だと考えます。

第9分科会は51名参加し会場はあふれるくらいでした。報告は、NTLという業者に苦しむ市原の市民、それと富津天羽の方、千葉市の4名が行いました。

午後は行政の産廃・水質の4名の方が行政の施策と参加者と意見交換をおこないました。

NTLは市原に200万m<sup>3</sup>の残土を投棄し、そしてそれが5回にわたって崩落事故を起こすと言うことで、これに関しては、地元住民の方から、県の業者に対する非常にあまい姿勢が厳しく糾弾されました。大きな違反行為があったにもかかわらず、県は違反に対する確認や、究明が極めてあいまいで、被害者の立ち会いなしで、完了するなど事業者の方法に輪をかけて、今まで違反を見逃してきた県の無責任な対応に私達は大きな怒りと戸惑いを感じました。

守ってくれるはずだと思っていた行政が、実はそうではなかった。天羽・富津の方たちはいま差し止め裁判をしています。100万m<sup>3</sup>の処分場のすぐそばで井戸水を使っています。住民の生命の安全をかけた取り組みを続けておられます。そこで2002年2月18日、千葉地方裁判所は、「汚染された地下水が井戸水に流入することで健康被害を受ける蓋然性は極めて高い。」「建設使用および操業してはならない」と現状保全を認める決定を出しました。こういうことが報告されました。

そういう中で私達が確認した基本姿勢としまして、まず実態を直視分析する。安定型処分場だから、残土だから安全だということではなく、本当にこれが安全なのか。ということを実地できちっと見ることをやることです。それから事業者への厳格な指導、なぜ許可を取り消さないのか。そして制度化、水源法は水質では無く、水源そのものを守ろう、そして生命の安全安心を優先しよう。そして何よりも未然防止し、予防という安全性の考え方のとっておこなおう。そして不安を感じる住民への説明責任を果たす産廃残土の行政をつくっていく必要があるのではないか。最後に「脱産廃、残土宣言」を是非千葉で出していただきたい。